

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

なお、本業務の契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和6年12月17日

世田谷区

1 契約予定件名

「世田谷区市民活動支援事業」運営補助業務委託

2 目的

世田谷区の地域課題や社会的課題の解決と、市民活動の促進を図るため、区へのふるさと納税（寄附）を活用して実施する「世田谷区市民活動支援事業」の的確かつ効果的な運営を補助する事業者を選定することを目的としてプロポーザルを実施する。

3 「世田谷区市民活動支援事業」事業内容（予定）

（1）対象事業

令和7年4月より募集し、選定後から同年度内に事業を実施・完了する事業
提案型協働事業（継続）

内容：NPO等市民活動団体と区の担当課が協働し、地域の課題解決に取り組む事業

対象：令和6年提案型協働事業に採択された団体で、応募があった団体
（最大3件）（対象となる事業の補助期間終了（令和8年度）後に廃止課題解決事業（新規）

内容：法人等が、区内で実施する地域課題や社会的課題の解決に取り組む事業
対象：次に掲げる要件を満たした団体で、応募があった団体

ア 法人格を有している又はこれらに準ずると区が認める団体等であること。

イ 団体等の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。

ウ 会計処理（予算・決算）を適切に処理していること。

エ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的としていないこと。

オ 暴力団、または暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある者でないこと。

カ 過去に区又は他の行政機関から補助等を受け、不正等の事故を起こしていないこと。

キ 国税及び地方税を滞納していないこと。

（2）選定事業数（補助事業数）

審査によって選定した提案型協働事業及び課題解決事業 合計10件以内

（3）補助金の支給

事業の実施にあたって直接要する経費について、令和7年9月～11月（予定）に実施する区内外からのふるさと納税（寄附）を活用したクラウドファンディングにより集めた各事業への寄附金額に応じて補助する。

ただし、以下の定額補助がある。

提案型協働事業

寄附金額が50万円未満の場合でも、50万円を上限に補助する。

課題解決事業（採択1～3年目のみ）

寄附手数料を除いた寄附金額に一律30万円増額して補助する。

（4）募集開始日（予定）

令和7年4月1日（火）

4 業務内容（委託予定業務）

（1）審査書類の受付、審査・選定業務支援（令和7年4月～7月）

受付事務

ア 受付方法 事業者への郵送及びメールによる

イ 申請受付期限 令和7年5月8日（木）（予定）

ウ 申請想定件数 提案型協働事業：最大3件
課題解決事業：50件程度

エ 申請受付書類（想定）

A 申請書表紙

B 事業計画書（5ページ程度）

C 団体の概要（2ページ程度）

D 事業実施体制に係る名簿

E 事業収支計画書

F 個人情報の取扱い及び暴力団等反社会的勢力でないことに関する誓約書

G 団体の定款、規約、会則等の写し

H 団体の事業報告書・収支決算書等（直近事業年度分）

I 納税証明書（法人事業税、法人住民税）または法人税を納付した際の領収書の写し

区との共有

の申請書類について、区担当課と共有すること。

ア 申請書類をデータ化し、区が指定する共有リンク方式のフォルダに保存する。

イ 区が用意する応募状況一覧（Excel）へ入力、更新を行い、適宜、区へメールで提出する。

ウ 申請書類を全て印刷したものを、令和7年5月16日（金）までに区へ提出する。

申請書類の確認

応募団体から提出された申請書類について、「世田谷区市民活動支援事業」募集要領に基づき、内容を確認し、不備や不足書類、修正や追加書類の提出依頼のほか、問い合わせ等へ対応すること。

審査会事務

審査会当日の会場準備（設営、書類、機材準備）審査の進行、採点集計等の運営を行うこと。

なお、審査会場は、区施設を区にて手配する。

- ・ 第一次審査会（書類審査）：令和6年6月頃、半日程度
- ・ 第二次審査会（ヒアリング審査）：令和6年6月頃、半日程度×2日

審査は、有識者や区職員で構成する選定委員会が、書類審査による一次選定と、書類審査を通過した団体へのヒアリングを行う二次選定により審査を行い、区が審査結果を勘案し、補助事業及び補助事業者を決定する。

（２）市民活動支援事業ＰＲイベントの企画、実施及び事業のＰＲ

補助事業者が取り組むクラウドファンディングに対し、広く理解と共感を得るとともに、寄附につなげるためのイベントを、以下のとおり区施設にて実施すること。

- ・ 開催日時：令和7年9月21日（日）午後
- ・ 会場：北沢タウンホール（世田谷区北沢2-8-18）
（手配は区にて行う）
ホール（ホワイエ）第1会議室、第2会議室

ＰＲイベントの企画

会場ごとに、事業者にて実施可能な企画を提案すること。

例）トークセッション、シンポジウム、ワークショップ、ポスターセッション、活動紹介 他

ＰＲイベントの企画に求めること

- ・ 一般市民等、多くの参加者を集める内容であること。
- ・ 本事業及び各補助事業の活動を紹介する内容であること。
- ・ 補助事業者が取り組むクラウドファンディングに対し、広く理解と共感を得るとともに、寄附につなげるための内容であること。
- ・ 市民活動の活発化につながる内容であること。
- ・ 決定した企画の詳細は、区担当課と協議のうえ、実施すること。

ＰＲイベントの実施

補助事業者、出演者等と調整のうえ、安全に実施すること。イベント当日の会場案内、受付は区職員が行う。また、補助事業者に協力を求めることができる。なお、希望する場合、区に事前に相談すること。

実施後アンケートの実施

実施後にイベント参加者へのアンケートを行い、結果を取りまとめて報告書として提出すること。

上記以外の提案

「世田谷区市民活動支援事業」について、実施可能なＰＲ等の広報戦略があれば、追加提案として提出すること。

参考) 区のPR予定

- ・令和7年4月 区HP、「区のおしらせ」掲載：事業／募集開始（SNS配信含む）
- ・令和7年8月 区HP、「区のおしらせ」への掲載：PRイベント案内、参加者募集（SNS配信含む）
- ・令和7年10月 区HP、「区のおしらせ」への掲載：クラウドファンディング案内（SNS配信含む）
- ・令和7年秋（予定）「区のおしらせ」ふるさと納税特集号への掲載

5 履行期間

契約の日（令和7年4月1日）から令和7年11月30日まで（予定）

令和8年度、9年度についても引き続き同じ事業者と年度ごとに随意契約する可能性がある。

ただし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを契約の条件とする。

6 参加資格要件

次の（１）から（５）に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- （２）世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

履歴事項全部証明書

税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）

提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書

（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）

- （３）世田谷区から指名停止又は入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと
- （４）都道府県民税・市町村民税又は法人市民税、固定資産税、都市計画税等に滞納がないこと。
- （５）「世田谷区市民活動支援事業」運営補助業務委託事業者選定委員会の構成委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

「世田谷区市民活動支援事業」運営補助業務委託事業者選定委員会 構成委員

世田谷区生活文化政策部長 渡邊 謙吉

世田谷区環境政策部環境計画課長 上原 雅三

世田谷区保健福祉政策部生活福祉課長 石川 裕一

世田谷区生活文化政策部市民活動推進課長 伊藤 祐二

なお、本事業の受託事業者は「世田谷区市民活動支援事業」に応募することはできない。

7 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

8 評価基準

区との良好なパートナーシップのもとに、より効果的に「世田谷区市民活動支援事業」を運営していけるかどうかを総合的に審査する。

(1) 本業務全体の理解

事業及び業務の目的や内容を理解しているか。

(2) 各業務

審査書類の受付、審査・選定業務支援の運営方法、体制

- ・応募団体から審査書類を適切に提出させることができるか。

- ・区をサポートして、審査会を円滑に運営できるか。

市民活動支援事業PRイベントの企画、実施及び事業のPR

- ・多くの参加者を集め、寄附につながる企画内容か。

- ・補助事業者、出演者等と調整を行い、安全に実施できるか。

- ・「世田谷区市民活動支援事業」のPR等広報戦略について、実施可能な追加提案があるか。

(3) 個人情報等の管理体制

個人情報を適切に間違いなく管理できるか。

(4) 類似業務受託実績内容

業務の運営に活用できると判断できる同種、または類似事業の十分な実績があるか。

(5) 業務にかかる経費

予算書の内容が妥当であり、実施可能な経費となっているか。

9 手続き等

(1) 担当

世田谷区生活文化政策部市民活動推進課まちづくり推進係 若井、猪刈、齋藤

住所：〒156-0043 世田谷区松原6-3-5

電話：03-6304-3174 FAX：03-6304-3597

E-mail：SEA02269@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和6年12月17日(火)から令和6年12月27日(金)15時まで

場所及び方法：世田谷区ホームページからダウンロード

世田谷区トップページ→事業者の方へ→契約・入札情報

→現在実施中のプロポーザル情報→暮らし・手続きにて公開

(3) 参加表明書の提出期限、提出先及び方法等

令和6年12月27日(金)15時まで(必着)

提出先：上記(1)に同じ

方法：上記(1)の窓口への持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出するこ

と。

(4) 提案書の提出期限、提出先及び方法等

令和7年1月30日(木) 15時まで(必着)

場所：上記(1)に同じ

方法：上記(1)の窓口への持参又は郵送(書留郵便に限る)又は電子メールへの添付によること。

10 その他

(1) 応募にあたっての留意事項

応募者は、提案書に関して、本区から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、応募者は、適正な競争環境を阻害する行為を行ってはならない。

参加表明書及び提案書の作成・提出、プレゼンテーション等に要する費用は提案者の負担とし、世田谷区では一切負担しない。

(2) 配布書類等の扱い

応募事業者の募集に関する書類は、本件への応募にかかる検討以外の目的で使用してはならない。また、応募にあたり、知り得た区の情報については、守秘義務を遵守すること。

(3) 提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者として、契約に向けての業務内容、契約条件等の協議を行う。

(4) 本件は、令和7年度予算の配当を条件として契約する。

(5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 契約保証金 免除

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との随意契約により締結する予定の有無 「無」

(9) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

(10) 本選定過程で提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。

(11) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。

(12) 提案書の提出後に「6 参加資格要件」に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(13) 提案書の提出後であっても、審査に必要な場合は、追加書類の提出を求める場合がある。なお、追加書類の提出に係る費用は提案者の負担とする。

(14) 契約は、区と詳細な仕様の内容について協議を行ったうえで締結するものとする。

(15) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。

(16) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(17) 本件の成果物の著作権は、区に帰属する。

(18) 区は、提案書等を選定の目的以外で参加者に無断で使用しないものとする。

(19) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に、提案書の複製を作成することができる。

- (20) 本件に関して、区から受領した資料等は、区の許可なく、公表、転載及び引用することはできない。
- (21) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で利用できるものとする。
- (22) 個人情報の取り扱いについては「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」を、障害を理由とする差別の解消の推進への対応については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する特記事項」を遵守すること。
- (23) 詳細は説明書による。